

広島県告示第九百九十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十二年十二月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

白須地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

ただし、標柱一号は昭和四十七年七月二十八日付け広島県告示第六百五十六号（以下「告示」という。）で指定した標柱四号から五号の線上に位置し、標柱四号は告示で指定した標柱五号と同一とする。

郡市・区	町村	大字	字	地番	標柱番号
呉市	安浦町	三津口	刈山	二〇八番一 二〇七番一	標柱一号 標柱二号及び三号
			白須	四〇三番四	標柱四号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

玖波六丁目地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線、標柱三号と四号を地番八二番一と八二番三の境界線に沿って結んだ線及び標柱四号から十三号までを順次結んだ線、並びに標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	町・丁目	大字	字	地番	標柱番号
大竹市	玖波六丁目			一七四一番三 八二番一 八二番三 五一四番一	標柱一号 標柱二号及び三号 標柱四号 標柱五号から七号まで

敷	一七四四番地先里道	五〇五番	五〇六番	四九〇番一	五二二番二
	標柱十二号	標柱十二号	標柱十号及び十一号	標柱九号	標柱八号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

永谷地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

	福山市	郡市・区
	千田町	町村
	坂田	大字
	永谷	字
	六五一番	地番
	一九一番	標柱一号
	一九四番一	標柱三号
	六八六番	標柱四号及び五号
	二〇二番一地先市道敷	標柱六号
	六二八番四	標柱七号
	六三二番	標柱八号
	六四六番一	標柱九号